

外部監査制度について

- 地方自治法の改正により外部監査制度が創設され、都道府県に対しては、平成 11 年 4 月 1 日から包括外部監査契約が義務づけられた。
- この制度は、**外部の専門的な知識を有する者の監査を導入することにより監査機能の独立性・専門性を一層充実すること、外部からの目による監査を導入することにより地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼感を向上させ、透明性を確保することを狙い**としている。

1 外部監査人となり得る者

- 弁護士
- 公認会計士
- 監査実務精通者
- 税理士

2 外部監査契約

- **会計年度を単位に一の者と締結**
- **監査対象団体の財務に関する事務の執行及びその経営に係る事業の管理のうち、必要と認める特定の事件について監査を行う。(条例により財政的援助団体等も対象)**
- 知事と外部監査人が契約の当事者となる。なお、包括外部監査人と監査委員とは、お互いが監査について支障を来さないよう配慮する義務がある。
- **監査人は、契約期間内に監査の結果報告を決定し、議会、長、監査委員等に提出しなければならない(地方自治法第 252 条の 37 第 5 項)、また、併せて意見を提出することができる。監査委員は、監査の結果報告を公表する義務がある。**
- 監査の結果を受けた知事等が、監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、監査委員に通知し、監査委員はこれを公表する義務がある。